

第43 国立大学法人東京大学

不 当 事 項

役 務

(592) 東京大学医学部附属病院における医療材料等の管理、搬送等業務に係る請負契約に当たり、労務費の積算を誤ったため、契約額が割高となっているもの

科 目	経常費用
部 局 等	国立大学法人東京大学医学部附属病院
契 約 名	東京大学医学部附属病院物品管理及び搬送等業務請負
契 約 の 概 要	東京大学医学部附属病院で使用する医療材料等の管理、搬送等業務を請け負わせるもの
契 約 の 相 手 方	株式会社エフエスユニマネジメント
契 約	平成 21 年 1 月 一般競争契約
契 約 額	185,220,000 円
割高になっている契約額	8,700,000 円

1 請負契約の概要

国立大学法人東京大学(以下「東京大学」という。)は、医学部附属病院(以下「病院」という。)で使用する医療材料等を適正な管理の下に 24 時間体制で医療現場に供給するなどのため、病院内に物品管理・供給センターを設置しており、平成 21 年 2 月 1 日から 22 年 1 月 31 日までの同センターにおける医療材料等の管理、搬送等の業務(以下「管理・搬送業務」という。)を、21 年 1 月に一般競争契約により株式会社エフエスユニマネジメントに契約額 185,220,000 円で請け負わせている。

請負契約の仕様書等によると、管理・搬送業務における作業時間の区分は、①毎日の午前 8 時から翌日午前 8 時まで、②毎日の午前 8 時から午後 5 時まで、③月曜日から土曜日までの午前 8 時から午後 5 時まで及び④月曜日から金曜日までの午前 8 時から午後 5 時までの 4 区分となっている。そして、①については、日勤、準夜勤及び深夜勤の 3 交替制で行うこととしており、日勤は午前 8 時から午後 5 時まで、準夜勤は午後 2 時から 11 時まで、深夜勤は午後 11 時から翌日午前 8 時までとしている。

東京大学は、管理・搬送業務に係る労務費の積算に当たり、厚生労働省が作成している賃金構造基本統計調査報告(賃金センサス)^(注)に記載されている所定内給与額、年間賞与額等に社会保険料等を加算するなどして 1 日当たりの労務単価を算出し、これに勤務ごとの年間所要日数を乗ずるなどして作業員 1 人当たりの年間所要額を算出している。

そして、準夜勤のうち午後 7 時から 11 時までの 4 時間及び深夜勤の午後 11 時から翌日午前 8 時までの 9 時間から休憩時間 1 時間を除いた 8 時間の勤務については、すべての勤務が労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)に定める深夜の割増しの対象になるとして、深夜勤務の割増率 100 分の 25 相当額(以下「深夜割増額」という。)を加算している。

また、土曜日の勤務については、時間外勤務の割増率 100 分の 25 相当額(以下「時間外割増額」という。)を、日曜日の勤務については、休日勤務の割増率 100 分の 35 相当額(以下「休日割増額」という。)を、それぞれ加算している。

そして、これらの勤務の労務費については、作業員が週 2 日の休日を取りながら交替で勤務することとして積算している。

(注) 所定内給与額 事業所の就業規則等で定められた給与に関する支給条件及び算定方法によって支給された基本給及び超過労働給与額を含まない諸手当

2 検査の結果

本院は、経済性等の観点から、本件契約に係る労務費の積算が適切に行われているかなどに着眼して、東京大学において会計実地検査を行った。そして、契約書、仕様書等に基づいて検査したところ、労務費の積算における割増額の算出について、次のとおり適切でない事態が見受けられた。

ア 労働基準法等によれば割増しの基礎となる賃金に算入しないこととされている賞与を、所定内給与額等に算入して深夜割増額、時間外割増額及び休日割増額を算出していた。

イ 労働基準法等によれば深夜割増額の加算の対象とならないこととされている午後 7 時から 10 時までの 3 時間及び午前 5 時から 8 時までの 3 時間を深夜割増の対象として、準夜勤及び深夜勤の深夜割増額を算出し加算していた。

ウ 作業員は週 2 日の休日を取りながら交替で勤務することとして労務費を積算しているのであるから、時間外割増額及び休日割増額は考慮する必要がないのに、土曜日及び日曜日の勤務についてこれを加算していた。

したがって、管理・搬送業務に係る労務費について、上記のアに基づき適正な割増額を算出し、必要のなかった上記イ及びウの割増額を加算しないで修正計算すると 176,462,006 円となり、本件契約金額 185,220,000 円はこれに比べて約 870 万円が割高になっていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、東京大学において、予定価格の労務費の積算に当たり、割増額の適用についての理解及び審査・確認等が十分でなかったことによると認められる。